

2026 年 2 月 13 日改定_Nexus Card 会員規約

* 赤字部分を改定、青字部分はコメント

現 行	改 定
Nexus Card 会員規約 一 般 条 項 第 10 条（ご利用代金明細書（請求書）・残高承認） 1 当社は、会員に対しカード利用によるカードショッピングのご利用代金及び手数料(以下「カードショッピングの支払金」といいます。)を請求するときは、予めカードご利用代金明細書（請求書）を会員の届出住所宛に送付します。なお、会員が当社所定の手続をとった場合には、当社は、ご利用代金明細書の送付に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法によりその記載事項を提供することができるものとします。但し、法令等により電磁的な方法によることが認められない場合はこの限りではありません。 2 会員が前項のカードご利用代金明細書を受け取った後（電子メールの送信その他の電磁的な方法により前項の請求書の記載事項を当社が提供した場合には会員がこれを受信した後）、1 週間以内に異議の申立てをしなかったときは、残高その他当該カードご利用代金明細書記載の内容を承認したものとみなします。	Nexus Card 会員規約 一 般 条 項 第 10 条（ご利用代金明細書（請求書）・残高承認） 1 当社は、会員に対しカード利用によるカードショッピングのご利用代金及び手数料（以下「カードショッピングの支払金」といいます。）を請求するときは、毎月のカード利用による支払金等の明細及び残高（以下「ご利用代金明細」といいます。）を電磁的方法又はご利用代金明細書(請求書)の郵送による方法で会員に通知します。但し、法令等により電磁的な方法によることが認められない場合は郵送による方法で通知いたします。 2 会員が前項のカードご利用代金明細書を受け取った後（電子メールの送信その他の電磁的な方法により前項の請求書の記載事項を当社が提供した場合には会員がこれを受信した後）、1 週間以内に異議の申立てをしなかったときは、残高その他当該カードご利用代金明細書記載の内容を承認したものとみなします。

第11条（お支払い）

1 カードショッピングの支払金、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務(以下これらを総称して「支払債務」といいます。)は、毎月6日（休日の場合は翌営業日）に会員が予め当社に届出た当社指定の金融機関の預金口座(以下「振替口座」といいます。)から口座振替の方法により支払うものとします。但し、振替口座の届出遅延、金融機関に対する振替口座設定手続不備、会員の金融機関との口座振替契約の解約その他振替口座の設定がされていない場合その他当社が特に指定した場合には、当社指定の金融機関口座への振込等その他の方法によるものとします。なお、当社の指定の方法のうち、会員がコンビニエンスストアの収納代行をご利用して支払いをした場合は、コンビニエンスストアが支払債務に係る支払いを受領し、支払履歴が当社に反映されたときに、当社への支払いがなされたものとします。

2 当社が支払日に支払債務の口座振替等が出来ない場合には、会員は、当社所定の方法により当該支払債務を支払うものとします。また、当社は、金融機関との約定により、支払日以降任意の日に、支払債務の全額又は一部につき口座振替等できるものとします。

(新設)

3 会員が電磁的方法による通知を希望しない場合、または口座振替のご登録がなされていない場合（当社が登録完了していない場合を含む）にはご利用代金明細書の郵送による方法となり、この場合、会員は「カードご利用代金明細書発行に関する特約」に従って当社所定の発行手数料を支払うものとします。

第11条（お支払い）

現行のまま

第16条（費用等の負担）

- 1 会員は当社に対するカード利用による支払金の支払いに要する以下の各項目に定める費用を負担するものとします。
- 2 会員は、支払いを遅延したことにより、当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合は再振替手数料として1回につき 220 円（税込み）、振込用紙を送付した場合は、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき 220 円（税込み）を別に支払うものとします。
- 3 会員は、当社に対する債務の弁済に要する費用（振込手数料、コンビニエンスストアでの支払いに要する費用等）を負担するものとします。但し、当社が認める口座振替等については免除するものとします。
- 4 印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要する費用並びに支払督促申立費用、送達費用等法的措置に要する費用は、脱会後といえども全て会員の負担とします。但し、法令において利息とみなさ

第16条（費用等の負担）

- 1 会員は当社に対するカード利用による支払金の支払いに要する以下の各項目に定める費用を負担するものとします。

（新設）

- 2 会員は、会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替、引落としもしくは自動払込みができない場合、または当社指定口座への入金支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング 利用代金を除く）の弁済の受領に要する回収事務手数料として、440 円（税込）を負担するものとします。
- 3 会員は、当社に対する債務の弁済に要する費用（振込手数料、コンビニエンスストアでの支払いに要する費用等）を負担するものとします。但し、当社が認める口座振替等については免除するものとします。
- 4 会員は、当社がコンビニ払込用紙を送付した場合は、コンビニ払込用紙送付手数料として送付回数1回につき 220 円（税込み）を支払うものとします。
- 5 印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要する費用並びに支払督促申立費用、送達費用等法的措置に要する費用は、脱会後といえども全て会員の負担とします。但し、法令において利息と

れる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としません。 5 会員は、当社から各種証明書の交付を受ける時は、当社所定の手数料を支払うものとします。 6 年会費、カード再発行手数料等、会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合、又は公租公課（消費税等を含みます。）が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額、又は当該増加額を負担するものとします。	みなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としません。 6 会員は、当社から各種証明書の交付を受ける時は、当社所定の手数料を支払うものとします。 7 年会費、カード再発行手数料等、会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合、又は公租公課（消費税等を含みます。）が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額、又は当該増加額を負担するものとします。
--	---

	カードご利用代金明細書発行に関する特約(新設) 第 1 条 (本特約の適用) 本特約は、当社が発行したカード(以下「本カード」といいます。)の本会員に適用されます。 第 2 条(発行手数料) 本カードの会員規約第 10 条第 1 項および第 3 項に基づき当社が会員にカードご利用代金明細書を郵送により提供した場合、会員は以下のいずれかの場合を除き、当社所定の発行手数料を本カードの利用代金の約定支払期日に当該代金と合算して支払うものとします。 ・キャッシング利用またはキャッシング利用にかかる残高が請求明細に記載される場合 ・当社が特に認める場合 第 3 条(本特約の適用および変更) 本特約の改定は、カード会員規約第 31 条の定めに従うものとします。
--	---

【Web 明細サービス利用規約】	【Web 明細サービス利用規約】
第4条（カード利用代金明細書の通知方法） 1. 当社は、請求金額確定時に会員が届出た電子メールアドレス宛てにお支払金額の確定を通知する旨のメールを配信します。会員は、当該メールを受領後直ちに、当該メールにおいて指定されたウェブサイトからアクセスして、カード利用代金明細書を閲覧し、及び利用代金明細のデータをダウンロードすることとします。なお、会員は、当社が定める期間において、いつでもカード利用代金明細書をダウンロードすることができます。 2. 当社は本サービスの利用を承認した会員に対し、原則としてご利用代金明細書を郵送しないものとしますが、その実施時期は当社にて決定後、適当な方法で会員に通知するものとします。 但し、請求金額の確定時において次のいずれかに該当する場合、当社はご利用代金明細書の郵送を行なうものとします。 （1） 払込取扱票による支払いを行っている場合 （2） 法令等によりご利用代金明細書の送付が必要とされる場合 （3） 本サービスから従前のカード利用代金明細書郵送への変更がある場合 （4） 第6条の終了事由（1）から（3）に該当した場合 （5） その他当社がご利用代金明細書の郵送を必要と判断した場合	第4条（カード利用代金明細書の通知方法） 1. 当社は、請求金額確定時に会員が届出た電子メールアドレス宛てにお支払金額の確定を通知する旨のメールを配信します。会員は、当該メールを受領後直ちに、当該メールにおいて指定されたウェブサイトからアクセスして、カード利用代金明細書を閲覧し、及び利用代金明細のデータをダウンロードすることとします。なお、会員は、当社が定める期間において、いつでもカード利用代金明細書をダウンロードすることができます。 2. 当社は本サービスの利用を承認した会員に対し、原則としてご利用代金明細書を郵送しないものとします。 但し、請求金額の確定時において次のいずれかに該当する場合、当社はご利用代金明細書の郵送を行なうものとします。 （1） 払込取扱票による支払いを行っている場合 （2） 法令等によりご利用代金明細書の送付が必要とされる場合 （3） 本サービスからカード利用代金明細書郵送への変更がある場合 （4） 第6条の終了事由（1）から（3）に該当した場合 （5） その他当社がご利用代金明細書の郵送を必要と判断した場合